

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部産業政策課)

「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」 に基づく要請等の周知について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年2月19日（金）に開催しました、第37回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づき2月23日（火）以降の営業時間短縮要請及び協力金を下記のとおりとすることが決定しました。

つきましては、別添の「令和3年2月12日付け新型インフルエンザ等対策特別措置法関係」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に係る規定とともに、貴下会員及び関係者等に対して周知くださいますようお願いいたします。

記

1 要請内容等

- (1) 対象地域 2市町（伊勢崎市、大泉町）
- (2) 対象業種 接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店
(午後8時から午前5時の間の営業店舗)
- (3) 要請期間 令和3年2月23日（火）から同年3月1日（月）
午後8時（酒類の提供は午後7時まで）から午前5時の間の
営業自粛

2 協力金

- (1) 支給対象 業界ごとのガイドラインを遵守し、要請期間の全てを通して
営業時間の短縮を行った対象地域に店舗を有する事業者
※「ストップコロナ！対策認定店」であっても要請期間の全
てを通して協力いただいた事業者は支給対象となります。
※これまでの要請に継続して協力いただいている事業者のほか、
2月23日から新たに協力していただいた事業者も支給
対象となります。
- (2) 協力金額 1店舗あたり14万円（店舗数に応じて加算）
- (3) 申請方法 郵送、オンライン（専用サイト）（3月中旬受付開始予定）
- (4) 相談窓口 感染症対策営業時間短縮要請協力金受付センター
TEL 050-5491-7661
受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を含む）

3 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について（新型インフルエンザ等対策特別措置法関係）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定

【問い合わせ先】

（社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関すること）

- ・危機管理課感染症対策調整係 TEL 027-226-2420

（その他）

- ・産業政策課感染症対策産業経済支援室 事業者支援係 TEL 027-226-3326